官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（二八五）　二
○防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令（二八六）　二
〔法規的告示〕
○持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一一八七）　二
○持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一八八）　六
〔その他告示〕
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学六三）　二
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同六四）　二
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同六五）　七
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同六六）　七
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁五）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通七八九、七九〇）　八
○信号符字を点附した件（同七九一）　八
○信号符字を取り消した件（同七九二）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（同七九三）　八
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同七九四）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一七四、一七五）　八
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（同一七六、一七七）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八八）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
宮内庁　復興庁　法務省　最高裁判所　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一一
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一一
直轄災害復旧事業の完了公告（農林水産省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
絹土地改良区役員の退任及び就任、分限処分通知書関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十五号）（こども家庭庁）

1　児童相談所設置市の指定

尼崎市を児童相談所設置市に指定する。（第四十五条の二関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百八十六号）（防衛省）

1　防衛省の職員の育児時間の請求に係る申出を一般職に属する国家公務員について定められているところの例によることとする。（第一条関係）

2　この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）